

受付印

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

四万十市長 様 平成 年 月 日 提出	① 申 請 者	氏名 (名称)	㊟	特別徴収義務者 指定番号	
		所在地		連絡先及び担当者	課 係 氏名
		法人番号		電話番号	() -

地方税法第321条の5の2等の規定により市民税及び県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

② 特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月分以降の納期に係る市県民税特別徴収税額			
③ 申請の日前6ヵ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員	年 月	常時勤務者 人 臨時勤務者 人	年 月	常時勤務者 人 臨時勤務者 人
	年 月	常時勤務者 人 臨時勤務者 人	年 月	常時勤務者 人 臨時勤務者 人
	年 月	常時勤務者 人 臨時勤務者 人	年 月	常時勤務者 人 臨時勤務者 人
④ 現に市税等の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合においてそれがやむをえない理由によるものであるときはその理由の詳細市税等の滞納及び納付又は納入の著しい遅延の事実並びにその理由				
⑤ 申請の日前1ヵ年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	平成 年 月 日			

※ 市 処 理 欄	処理区分	却下の理由	滞納及び遅延の状況	決 裁	平成 年 月 日			
	承 認			課長	補佐	係長	担当	
	却 下							

(注) 申請者が個人事業主の場合は、法人番号（個人番号）の記入は不要です。

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時 10 人未満であるものについて、市長の承認を受けたものです。

※ 「常時 10 人未満」とは、平常時に給与の支払を受ける者が 10 人に満たないということです。

(多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 9 人までのことです。)

- (2) この特例の承認を受けた場合は、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次の挙げる期間までに納入することになります。

6 月から 11 月までに徴収した税額：12 月 10 日までに納入 12 月から 5 月までに徴収した税額：6 月 10 日までに納入

- (3) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受けるものが常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨その他必要事項を記載した届出書を市長に提出しなければなりません。

◎ 注意： 滞納や著しい納付遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても滞納したり納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますので、ご注意願います。

2. 申請書の書き方

- (1) ①欄には、申請書が個人である場合には、その住所及び氏名を記入してください。また、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地及び、法人名または代表者氏名、法人番号を記入してください。ただし、支店・支社等で特別徴収を行っている者が申請者である場合には、その支店・支社等の所在地及び名称並びに責任者名を記入してください。
- (2) ②欄には、納期の特例の適用開始を希望する年月及び税額を記入してください。
- (3) ③欄には、申請の日前 6 ヶ月の各月末の給与の支払を受ける者の人員数を記入してください。
(給与の支払いを受けているもの全員について記入してください。四万十市への納税者についてではありません。)
- (4) ④欄及び⑤欄には、該当する場合のみご記入ください。